

郡山市多重債務者対策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 社会的に深刻化している多重債務者（貸金業を営む者による貸付に起因して、重疊的又は累積的な負債を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じている者。以下同じ。）に関する諸問題について、庁内関係課の連携を図ることにより、その対策を推進するため、郡山市多重債務者対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 多重債務者対策の推進に関すること。
- (2) 多重債務者についての情報交換及び関係課の連絡調整に関すること。
- (3) その他多重債務者対策に関して必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる課の長が指名する者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員長は、市民部セーフコミュニティ課長を充てる。

3 委員長は、連絡会議を代表し、その事務を総括する。

(会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じて委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長が必要と認めるときは、連絡会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、市民部セーフコミュニティ課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部	課
税務部	収納課
市民部	市民・NPO活動推進課 国民健康保険課 セーフコミュニティ課
保健福祉部	保健福祉総務課 生活支援課 障がい福祉課 健康長寿課 地域包括ケア推進課 介護保険課 保健・感染症課
こども部	こども総務企画課 子育て給付課 こども家庭課 保育課
建設構想部	住宅政策課
上下水道局	営業課
教育委員会 学校教育部	学校管理課 学校教育推進課